



認定こども園（１号認定）利用手続きについて

鉾田市内の認定こども園への申込から入園までの流れは、以下のとおりとなります。

① 入園申込

御希望の認定こども園窓口に、以下の書類を提出してください。

<申込者全員>

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ・令和８年度認定こども園（１号認定）入園応募用紙

<申込時に鉾田市に住民登録がなく入園までに市内に転入する方のみ>

- ・現住所の確認できる書類
（免許証の写し、保険証の写しなど家族全員分）
- ・確約書

<入園決定について>

申込人数が定員を超えた場合には、調整場合があります。
申込人数が定員に満たない場合は、入園内定の扱いとなります。
正式な入園許可通知等の書類は後日送付いたします。

（裏面へ続く）

＜施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定について＞

平成 27 年度に子ども・子育て支援法が施行され、幼稚園や保育所を利用する際は、住所地の市町村から、保育の必要性に応じた「認定」を受けることが必要になりました。

「認定」の区分は以下の３種類で、幼稚園・認定こども園（教育）を利用する場合には「１号」の認定が必要です。認定申請書を御提出いただいた後、認定証を交付します。

保育の必要性等に変更がある場合（保育所に変更等）は、認定を変更する手続きが必要になります。

＜支給認定の種類＞

年齢	保育の必要性	支給認定区分	利用時間	利用先
満 3 歳以上	教育を希望	1 号認定 （教育認定）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満 3 歳以上	保育の必要な事由 に該当し、保育所等 での保育を希望	2 号認定 （保育認定）	保育短時間	保育所（園） 認定こども園等
満 3 歳未満		3 号認定 （保育認定）	保育標準時間	

※御不明な点につきましては、以下までお問合せください

銚田市教育委員会 教育総務課学務係 TEL0291-37-4340